

報告第2号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和4年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- | | | |
|-----------|---|---------------|
| 1 件名及び契約名 | 令和2年第1回杉並区議会定例会において議案第22号により議決を得た「(仮称)杉並区立阿佐谷地域区民センター等複合施設建設空気調和設備工事」 | |
| 2 金額の変更 | 議決を得た契約金額 | 金225,500,000円 |
| | 変更後の契約金額 | 金235,961,000円 |
| | 契約金額の増額 | 金10,461,000円 |
| 3 変更理由 | 空調能力の確保及び騒音対策を講じるため、空調室外機の消音装置を6台から16台へ増設する変更を行ったため。 | |
| 4 専決処分年月日 | 令和4年1月13日 | |